

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税業務 基礎評価項目書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税業務
②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋および償却資産)の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。 ・必要に応じて、公金受取口座情報を活用した還付を行う。
③システムの名称	・資産税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、データ連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税(都市計画税)賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 第24項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	財務部税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	財務部税務課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
-----	-------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財務部税務課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
-----	-------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	複数人での確認や所属長による最終確認を行ったうえで、業務を実施している。				
9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業員に対する教育・啓発					

従業員に対する教育・啓発	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や所属長による最終確認を行ったうえで、業務を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 島田 美智男	税務課長 佐谷戸 美紀	事後	人事異動に伴う変更のため、 重大な変更には当たらない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 佐谷戸 美紀	税務課長 塩畑 浩行	事後	人事異動に伴う変更のため、 重大な変更には当たらない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 塩畑 浩行	財務部参事兼税務課長 塩畑 浩行	事後	人事異動に伴う変更のため、 重大な変更には当たらない。
令和1年6月28日	IVリスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2015/3/1	令和元年6月13日	事後	
令和3年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う変更
令和5年1月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	・必要に応じて、公金受取口座情報を活用した 還付を行う。	事前	
令和5年1月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項	事前	
令和8年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一 第16項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令(内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表 第24項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第 20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 第48項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月27日	IVリスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	